

別表第1（第4条関係）

項	分野
一	保健、医療又は福祉の増進を目的として行われる分野
二	社会教育の推進を目的として行われる分野
三	まちづくりの推進を目的として行われる分野
四	観光の振興を目的として行われる分野
五	農山漁村又は中山間地域の振興を目的として行われる分野
六	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を目的として行われる分野
七	環境の保全を目的として行われる分野
八	災害救援活動を目的として行われる分野
九	地域の安全の確保を目的として行われる分野
十	人権の擁護又は平和の推進を目的として行われる分野
十一	国際協力を目的として行われる分野
一二	男女共同参画社会の形成の促進を目的として行われる分野
一三	子どもの健全育成を目的として行われる分野
一四	情報化社会の発展を目的として行われる分野
一五	科学技術の振興を目的として行われる分野
一六	経済活動の活性化を目的として行われる分野
一七	職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援を目的として行われる分野
一八	消費者の保護を目的として行われる分野
一九	前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援を目的として行われる分野